

平成十五年政令第五百五十六号

独立行政法人労働者健康安全機構法施行令
内閣は、独立行政法人労働者健康安全機構法
(平成十四年法律第七十一号)第十四条第二項
(同法附則第八条の規定により読み替えて適用す
る場合を含む。)及び第八項、第十九条、第二十
一条、附則第二条第三項、第九項及び第十項、第
三条第二項、第六条、第七条第三項並びに第十
三条の規定に基づき、この政令を制定する。

(評価委員の任命等)

第一条 独立行政法人労働者健康安全機構法(平
成十四年法律第七十一号。以下「法」とい
う。)第五条第五項の評価委員は、必要の都度、
次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。
一 財務省の職員 一人
二 厚生労働省の職員 一人
三 独立行政法人労働者健康安全機構(以下
「機構」という。)の役員 一人
四 学識経験のある者 二人

2 法第五条第五項の規定による評価は、同項の
評価委員の過半数の一致によるものとする。
3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶
務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
において処理する。
(借換えの対象となる長期借入金又は機構債券
等)

第二条 法第十四条第二項本文の政令で定める長
期借入金又は独立行政法人労働者健康安全機構
債券(以下「機構債券」という。)は、同条第
一項の規定により法第十二条第一項第一号に掲
げる業務の用に供する施設又は設備の設置又は
整備に必要な費用に充てるためにした長期借入
金又は発行した機構債券(法第十四条第二項の
規定によりした長期借入金又は発行した機構債
券を含む。以下この条において「既往の長期借
入金等」という。)とし、法第十四条第二項た
だし書の政令で定める期間は、次条の厚生労働
省令で定める期間から当該既往の長期借入金等
の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の
期間とする。

(長期借入金又は機構債券の償還期間)

第三条 法第十四条第一項の規定による長期借入
金又は機構債券の償還期間は、当該長期借入金
の借入れ又は機構債券の発行により調達する資
金の使途に応じて厚生労働省令で定める期間を
超えてはならない。

(長期借入金の借入れの認可)

第四条 機構は、法第十四条第一項又は第二項の
規定により長期借入金の借入れの認可を受けよ
うとするときは、次に掲げる事項を記載した申
請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 借入れを必要とする理由
二 長期借入金の額
三 借入先
四 長期借入金の利率
五 長期借入金の償還の方法及び期限
六 利息の支払の方法及び期限
七 その他厚生労働大臣が必要と認める事項
八 前項の申請書には、長期借入金の借入れによ
り調達する資金の使途を記載した書面を添付し
なければならない。
九 機構債券の形式
第十条 募集又は管理の委託を受けた会社がある
ときは、その商号
(機構債券の引受け)
第八条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団
体が機構債券を引き受ける場合又は機構債券の
募集の委託を受けた会社が自ら機構債券を引き
受ける場合においては、その引き受ける部分に
ついては、適用しない。
2 前項の場合において、振替機構債券を引き受
ける政府若しくは地方公共団体又は振替機構債
券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの
際に、振替口座を機構に示さなければならない。
(機構債券の成立の特則)
第九条 機構債券の応募総額が機構債券の総額に
達しないときでも機構債券を成立させる旨を機
構債券申込証に記載したときは、その応募額を
もって機構債券の総額とする。
(機構債券の払込み)
第十条 機構債券の募集が完了したときは、機構
は、遅滞なく、各機構債券についてその全額の
払込みをさせなければならない。
(債券の発行)
第十一条 機構は、前条の払込みがあつたとき
は、遅滞なく、債券を発行しなければならない。
ただし、機構債券につき社債等振替法の規
定の適用があるときは、この限りでない。
2 各債券には、第七条第三項第一号から第六号
まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに
番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印
しなければならない。
(機構債券原簿)
第十二条 機構は、主たる事務所に独立行政法人
労働者健康安全機構債券原簿(次項において
「機構債券原簿」という。)を備えて置かなけれ
ばならない。
2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載し
なければならない。
一 機構債券の発行の年月日
二 機構債券の数(社債等振替法の規定の適用
がないときは、機構債券の数及び番号)
三 第七条第三項第一号から第六号まで、第八
号及び第十一号に掲げる事項
四 元利金の支払に関する事項
(利札が欠けている場合)
第十三条 機構債券を償還する場合において、欠
けている利札があるときは、これに相当する金
額を償還額から控除する。ただし、既に支払期
が到来した利札については、この限りでない。
2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金
額の支払を請求したときは、機構は、これに
応じなければならない。
(機構債券の発行の認可)
第十四条 機構は、法第十四条第一項又は第二項
の規定により機構債券の発行の認可を受けよう
とするときは、機構債券の募集の日の二十日前
までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生
労働大臣に提出しなければならない。
一 機構債券の発行を必要とする理由
二 第七条第三項第一号から第八号までに掲げ
る事項
三 機構債券の募集の方法
四 機構債券の発行に要する費用の概算額
五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載し
ようとする事項
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
一 作成しようとする機構債券申込証
二 機構債券の発行により調達する資金の使途
を記載した書面
三 機構債券の引受けの見込みを記載した書面
(他の法令の準用)
第十五条 次の法令の規定については、機構を国
とみなして、これらの規定を準用する。
一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第
六条
二 生活保護法(昭和二十五年法律第四百十四
号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
(平成六年法律第三十号)第十四条第四項
(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永
住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を
改正する法律(平成十九年法律第二百七十
七号)附則第四条第二項において準用する場合
を含む。)においてその例による場合を含む。
三 削除
四 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五
十二号)第三十条の十五、第三十五条第一項
及び第三項、第三十六条並びに第三十七条
五 削除

六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八條の二第一項第三号及び第五十八條の七第一項

七 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十條第一項第三号

八 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六條第一項第三号

九 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十三條

十 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三條第一項第三号

十一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五條

十二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四條（同法第十六條第四項及び第十八條第四項において準用する場合を含む。）

十三 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六條第五項及び第六項、第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項

十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五條第六項及び第七項並びに第三十三條第一項第三号

十五 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第七十六條第一項（同法第七十八條第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五條（同法第八十七條第五項において準用する場合を含む。）

十六 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一條の五、第三條第一項及び第四條の五

十七 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令（平成四年政令第三百四十五号）第二條

十八 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二條第二号（同令第二十四條において準用する場合を含む。）

2 前項の場合において、覚醒剤取締法第三十五條第一項、医療法施行令第一條の五及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二條中「主務大臣」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構」と読み替えるものとする。

3 勅令及び政令以外の命令であつて厚生労働省令で定めるものについては、厚生労働省令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの命令を準用する。

附則 抄

（施行期日）

第一條 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十條から第三十四條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（国が承継する資産の範囲等）

第二條 法附則第二條第二項の規定により国が承継する資産は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める資産とする。

2 前項の規定により国が承継する資産は、労働特別会計労災勘定に帰属する。

3 前項の規定により国が労働保険特別会計労災勘定において現金を承継する場合には、当該現金は、労働保険特別会計労災勘定の歳入とする。

（機構が承継する資産に係る評価委員の任命等）

第三條 法附則第二條第八項の評価委員は、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人

二 厚生労働省の職員 一人

三 機構の役員（機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第十五條第一項の設立委員）一人

四 学識経験のある者 二人

2 法附則第二條第八項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法附則第二條第八項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課において処理する。

（労働福祉事業団の解散の登記の嘱託等）

第四條 法附則第二條第一項の規定により労働福祉事業団（以下「事業団」という。）が解散したときは、厚生労働大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（法附則第三條第二項の政令で定める日等）

第五條 法附則第三條第二項に規定する政令で定める日は、平成十八年三月三十一日とする。

2 法附則第三條第二項に規定する政令で定める施設は、附則第十條の規定による廃止前の労働

福祉事業団法施行令（昭和三十三年政令第百六十一号）第四條第五号に規定する休養施設及び同條第八号に規定する生活相談、宿泊又は教養文化のための設備その他福祉を増進するための設備を備えた施設とする。

（不動産の登記に関する特例）

第六條 機構が法附則第二條第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利については、登記の手続に関しては、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第六十八條第一項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十三條第一項、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十六條、第百六條及び第百七十七條並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七條第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）及び第二項、第十六條第四項、第十七條第二項、第十八條第四項並びに第十九條第二項の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。この場合において、同令第七條第二項中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは、「独立行政法人労働者健康福祉機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人労働者健康福祉機構の役員又は職員」と読み替えるものとする。

2 勅令及び政令以外の命令であつて厚生労働省令で定めるものについては、厚生労働省令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの命令を準用する。

（国庫納付金の納付）

第七條 機構は、法附則第七條第三項の規定による納付金（以下この条において「国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、あらかじめ、当該国庫納付金の計算書に同條第一項の規定による処分に係る契約書の写しその他厚生労働省令で定める書類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 国庫納付金は、法附則第七條第一項の規定による処分を行った日から三十日以内に納付しなければならない。

3 国庫納付金は、労働保険特別会計労災勘定に帰属させるものとする。

（機構が法附則第三條に規定する業務を行う場合の特例）

第八條 法附則第八條の規定により読み替えて適用される法第十四條第二項本文の長期借入金又は

は機構債券で政令で定めるものは、法附則第十條の規定による廃止前の労働福祉事業団法（昭和三十三年法律第百二十六号）以下この条において「旧事業団法」という。）第十九條第一項第二号の規定による貸付けに要する資金の財源に充てるための旧事業団法第二十六條の規定による長期借入金及び法附則第八條の規定により読み替えて適用される法第十四條第二項の規定による長期借入金とする。

2 法附則第八條の規定により読み替えて適用される法第十四條第二項ただし書の政令で定める期間は、同項の規定による長期借入金の借入れの日から旧事業団法第十九條第一項第二号の規定により貸し付けた資金の最後の償還期限までの期間内の期間とする。

3 第三條の規定は、法附則第八條の規定により読み替えて適用される法第十四條第二項による長期借入金の借入れの認可について準用する。（健康保険法等の適用に関する経過措置）

第九條 機構の成立前に次の各号に掲げる法令の規定により事業団に対しされた許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為であつて、法附則第二條第一項の規定により機構が承継することとなる権利及び義務に係るものは、機構の成立後は、それぞれの法令の規定により機構に対しされた許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）

三 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）

四 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

五 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

六 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）

七 医療法

八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

九 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

十 生活保護法

十一 結核予防法

十二 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）

十三 覚せい剤取締法

は機構債券で政令で定めるものは、法附則第十條の規定による廃止前の労働福祉事業団法（昭和三十三年法律第百二十六号）以下この条において「旧事業団法」という。）第十九條第一項第二号の規定による貸付けに要する資金の財源に充てるための旧事業団法第二十六條の規定による長期借入金及び法附則第八條の規定により読み替えて適用される法第十四條第二項の規定による長期借入金とする。

2 法附則第八條の規定により読み替えて適用される法第十四條第二項ただし書の政令で定める期間は、同項の規定による長期借入金の借入れの日から旧事業団法第十九條第一項第二号の規定により貸し付けた資金の最後の償還期限までの期間内の期間とする。

3 第三條の規定は、法附則第八條の規定により読み替えて適用される法第十四條第二項による長期借入金の借入れの認可について準用する。（健康保険法等の適用に関する経過措置）

第九條 機構の成立前に次の各号に掲げる法令の規定により事業団に対しされた許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為であつて、法附則第二條第一項の規定により機構が承継することとなる権利及び義務に係るものは、機構の成立後は、それぞれの法令の規定により機構に対しされた許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）

三 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）

四 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

五 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

六 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）

七 医療法

八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

九 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

十 生活保護法

十一 結核予防法

十二 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）

十三 覚せい剤取締法

の政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則 (平成二十八年三月二十五日政令第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年二月二十五日政令第二〇九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月二一日政令第四〇号)

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第九条第一項第二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号)

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年九月七日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二三日政令第三六七号)

この政令は、令和三年一月一日から施行する。